

各任命権者 様

鳥取県人事委員会委員長
(公 印 省 略)

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）附則第 2 項の規定に基づく号給の調整について（通知）

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）附則第 2 項の規定に基づく令和 4 年 4 月 1 日における号給の調整については、下記に従って実施してください。

記

第 1 用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年鳥取県人事委員会規則第 2 号）をいう。
- (2) 初任給規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年鳥取県人事委員会規則第 10 号）をいう。
- (3) 改正前の初任給規則 改正規則による改正前の初任給規則をいう。
- (4) 施行日 改正規則附則第 2 項に規定する施行日をいう（令和 4 年 4 月 1 日）。

第 2 施行日前の給料月額異動者の号給の調整

1 施行日前に昇格等により給料月額に異動を生じた職員の号給の調整

研究職給料表が適用される職員で、施行日前（平成 23 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に限る。以下同じ。）において昇格をした職員及び施行日前において初任給規則第 9 条の 2（給料表の適用を異にする異動）第 2 項の規定に基づき号給を決定された職員であって当該号給を決定する際の計算の過程において施行日前に昇格をしたこととなるもの並びに次項に定めるこれらに準ずる職員の施行日における号給については、改正規則附則第 2 項の規定に基づき、第 3 項に定めるところにより必要な調整を行うことができる。

2 改正規則附則第 2 項の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」

改正規則附則第 2 項の「人事委員会の定めるこれに準ずる職員」は、施行日前において初任給規則第 7 条（人事交流等により異動した場合の号給）、第 7 条の 2（特殊の職

に採用する場合等の号給)又は第9条(初任給基準表を異にする異動)第2項の規定に基づき号給を決定された職員のうち、当該号給を決定する際の計算の過程において施行日前に昇格をしたこととなる職員とする。

3 調整の要領

- (1) 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に決定されることとなる号給が施行日における号給より有利な職員については、当該決定されることとなる号給をもって、その者の施行日における号給とすることができる。この場合において、調整の際の初任給規則第8条の4(昇格の場合の号給)の規定の適用については、その者の施行日前に行われた昇格(複数あるときは、施行日の直近のものに限る。)がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなす。
 - ① 施行日前において昇格をした職員(当該昇格(複数あるときは、施行日の直近のものに限る。以下同じ。)が施行日に行われたものとした場合
 - ② 第1項に規定する職員(①に掲げる職員を除く。)その者の前2項に規定する初任給規則各条の規定に基づく号給の決定が施行日に行われたものとし、かつ、その号給を決定する際の計算の過程における昇格が施行日に行われたものとした場合
- (2) 施行日前における昇格(前2項に規定する計算の過程における施行日前の昇格を含む。)が2級以上上位の職務の級への昇格であった場合における前号の規定の適用については、同号中「施行日に行われたものとした」とあるのは、「行われた日に現に属する職務の級の1級下位の職務の級への昇格が行われたものとして改正前の初任給規則の規定を適用した後施行日に現に属する職務の級への昇格が行われたものとした」とする。
- (3) 前2号の規定に該当する職員のうち、施行日前における号給の決定について個別に人事委員会の承認を得て決定された職員にあっては、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の施行日における号給を決定することができる。

第3 職員に対する通知等

1 職員に対する通知

本通知の規定の適用を受けた職員に対しては、人事異動通知書又はこれに代わる文書(以下「通知書等」という。)により通知するものとし、その記入の際の参考例を示せば、次のとおりである。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

令和4年4月1日 令和4年鳥取県人事委員会規則第2号附則第2項の規定により
○号給を給する。

2 号給の調整に当たっての号給の算出の過程等の明確化

本通知に基づく号給の調整に当たっては、調書等を作成し、その号給の算出の過程等を明確にしておくものとする。

第4 号給の調整に関する特例

この通知により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。